

1. 交付対象・金額(第3条及び第4条関係)

項目	内容
交付対象者	各公共交通機関から発行された通学定期券を利用する高校生の保護者 ※ただし、以下に該当する世帯は交付対象外とする。 ①生活保護法の生業扶助を受けている世帯 ②町税等に滞納がある世帯
交付対象となる認定区間	利用実態に応じて、その経路が最も経済的かつ合理的と認められる区間 ※通学に必要な区間は交付対象外とする。
交付対象期間	通学定期券の令和7年10月分から令和8年3月分(最大6か月分) ※通学定期券の有効期間に応じて以下のとおり取り扱うものとする。 ①当月1日から15日までの間に開始されるものは「当月分」 ②当月16日から末日までの間に開始されるものは当該月の「翌月分」 ③有効期間が1か月を超えるものについても、当該有効期間内の各月について上記①及び②を準用
利用期間外とみなす期間	①当月の全期間にわたり通学の実績がない、又は見込まれない当該月分 ②正当な理由がなく、継続的な通学と認められない利用期間分
助成金の額	交付対象期間内における認定区間に係る通学定期券の購入に要した費用の2分の1(100円未満切捨て) ※交付対象となる高校生1名につき30,900円を上限とする。

2. 交付申請・請求(第5条関係)

項目	内容
交付申請の方法	オンライン(町所定)又は紙(郵送・持参)
交付申請期間	令和7年12月18日から令和8年3月5日までの間
申請回数	上記「交付申請期間」内において1回限り ※最大6か月分の通学定期券を取りまとめて申請すること。
提出書類	①交付申請書兼請求書(オンライン申請の場合は不要) ②通学定期券の写真等(交付対象期間内の継続的利用期間のもの全て) ③学生証の写真等 ※在学証明書でも可(3か月以内のもの)。 ④通帳等の写真等(申請する保護者本人名義のもの)

3. 申請内容の変更届出(第7条関係)

項目	内容
変更届出の方法	オンライン(町所定)又は紙(郵送・持参)
変更届出が必要となる時期等	交付対象期間内において当初の交付決定額に増減が生じるとき ①利用経路・区間の変更等をしたとき(定期券の変更) ②月の全期間にわたり通学しなかったとき(休学など) ③通学定期券の有効期間が1か月分以上残存している状態で、当該定期券を利用する必要がなくなったとき(転居、自転車通学など) ④生活保護を受けるようになったとき
提出書類	上記①から④までの変更を証する書類 ※通学定期券の券面事項に変更が生じた場合は、当該定期券の写真等を必ず添付すること。 ※書類の添付が困難な場合は、「変更届出書」に事由・対象期間等を記載すること。